

# 熊野町民体育館ネーミングライツパートナー募集要項

この要項は、熊野町ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、熊野町民体育館に対するネーミングライツパートナーを募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

## 1. 目的

熊野町民体育館へのネーミングライツ導入を通じて、施設の長期的、継続的な運営基盤を確立するための新たな財源を確保することにより、施設の維持管理やサービス向上に貢献し、町民のスポーツ及びレクリエーションの振興、健康で文化的な生活の向上を図り、町民サービスの充実と地域の活性化に取り組むことを目的とします。

## 2. 募集概要

- (1) 施設名：熊野町民体育館
- (2) 契約期間：令和7年（2025年）12月1日から3年間以上（年単位）
- (3) ネーミングライツ料希望額：年額88万円以上（消費税及び地方消費税を含む）

## 3. 募集対象施設の概要

### (1) 概要

- ① 施設名称：熊野町民体育館
- ② 所在地：広島県安芸郡熊野町川角五丁目10番1号
- ③ 施設設置の趣旨：町民の一人ひとりが、生涯にわたって、いつでもどこでも身近な場所でスポーツ活動に親しみ、健康で潤いのある生活ができる環境を提供するため、気軽に利用できる施設を幅広く確保し、地域住民主体のスポーツ活動が高まるよう積極的に生涯スポーツの振興を図る。また、関係機関との連携をより深め、スポーツ・レクリエーション活動が日常化されるよう、一層の普及・定着と健康増進の高揚を図る。

- ④ 施設概要：鉄筋コンクリート一部2階建 延床面積2474.48m<sup>2</sup>  
アリーナ（競技フロア1,529m<sup>2</sup>（45.5m×33.6m））  
大会議室  
小会議室

- ⑤ 開館時間／利用時間：月曜～土曜：午前8時30分～午後9時30分  
日曜（連休の場合はその最終日）：午前8時30分～午後5時15分

- ⑥ 休館日：年末年始（12月29日から1月3日まで）

- ⑦ 隣接施設：熊野町民グランド
  - （21,627m<sup>2</sup>ナイター設備あり 400mトラック、ソフトボール4面、軟式野球2面、サッカー2面）
  - ファミリー公園（4,382m<sup>2</sup> ピザ窯、バーベキュー炉）
  - 冒険広場（2,014m<sup>2</sup>）
  - 多目的グランド（1,440m<sup>2</sup>）

## ⑧ 年間利用者数（令和6年度実績）

町民体育館	町民 グランド	グランド (ナイター)	ファミリー 公園	多目的 グランド	会議室	合計
50,669人	25,332人	21,398人	680人	96人	6,044人	104,219人

## (2) 施設管理者

特定非営利活動法人熊野健康スポーツ振興会（指定管理者）

## 4. ネーミングライツの概要

### (1) ネーミングライツの範囲

- ① 熊野町民体育館に愛称を命名する権利
- ② 熊野町民体育館の広報活動、案内表示、印刷物等に愛称を使用する権利

### (2) ネーミングライツの要件

- ① 愛称の中に、「体育館」、「熊野」など元の施設が分かる一語を含めること。
- ② ネーミングライツとは、あくまで愛称を命名する権利であり、施設の利用予約や優先利用を保証するものではないこと。

## 5. 応募要件

応募者は、熊野町ネーミングライツ事業実施要綱第6条に定めるネーミングライツパートナーの要件を満たす法人、その他の団体であって、加えて以下の要件を満たすこととします。

- ① 熊野町民体育館の特性やイメージに合致した愛称を提案できること。
- ② 地域社会の活性化に貢献する意欲があること。
- ③ 安定した経営基盤を有し、契約期間を通じてネーミングライツ料の支払いが確実であること。

## 6. ネーミングライツ料

- (1) ネーミングライツ料は、熊野町民体育館の運営および維持管理に活用します。
- (2) ネーミングライツ料の残額が発生した場合には、関連施策・事業の推進に活用します。

## 7. 募集スケジュール（予定）

ネーミングライツパートナーの募集スケジュールは、次のとおりです。

ア 募集	募集期間	10月1日（水）から10月31日（金）午後5時まで
	質問事項の受付	10月1日（水）から10月17日（金）午後5時まで
	質問事項への回答	10月20日（月）午後5時まで
イ 応募申込書の提出		10月1日（水）から10月31日（金）午後5時まで
ウ 審査		11月4日（火）から11月14日（金）の間
エ 審査結果の通知		11月14日（金）

## 8. 応募手続き等

### ア 募集

#### (1) 質問事項の受付

質問事項がある場合には、「7. 募集スケジュール（予定）」の期間内で受付を行います。質問書（別紙1）により、「問い合わせ先」へ記載のメールアドレス宛てに電子メールで提出してください。電話や口頭での質問は受け付けません。

なお、件名は「熊野町民体育館ネーミングライツパートナー募集に関する質問書」とし、送信後に電話で到達の有無を確認してください。

#### 【問い合わせ先】

〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

熊野町総務部政策企画課

電 話：082-820-5634

F A X：082-854-8009

E-mail：kikaku@town.kumano.lg.jp

対応時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝祭日は除く）

#### (2) 質問書に対する回答

質問事項への回答は、「7. 募集スケジュール（予定）」の期間内に、隨時、質問書に記載された連絡先へ電子メールにより回答します。

#### (3) 応募に当たっての留意事項等

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し又は事業者の選定若しくは決定を取り消す場合があります。

- ① 審査委員会の委員又は審査に従事する町職員若しくはその関係者に対し、本募集について不正に接触する行為その他の公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合
- ② 応募申込書等に虚偽の記載があった場合
- ③ その他選定の手続において不正な行為があったと熊野町が認めた場合
- ④ 熊野町ネーミングライツ事業実施要綱第6条に定める応募資格要件を満たしていないことが判明した場合
- ⑤ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑥ 社会的又は経済的信用を著しく失墜させる事由の発生等により、応募者が事業者として業務を行うことについて、ふさわしくないと熊野町が認めた場合
- ⑦ 本募集要項以外での要望、相談を行い熊野町の業務を著しく阻害していると熊野町が認めた場合

(4) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。また、やむを得ない理由により、この応募が中止された場合においても、応募に際し要した費用を熊野町に請求することはできません。

(5) 郵便・電子メール等の通信事故については、熊野町はいかなる責任も負いません。

### イ 応募申込書の提出

(1) 応募方法：(2)の提出書類を電子メール、郵送もしくは持参にて提出してください。

●電子メールの場合 kikaku@town.kumano.lg.jp

●郵送、持参の場合 8ア(1)の問い合わせ先へ提出（10月31日（金）必着）

(2) 提出書類：熊野町ネーミングライツ事業実施要綱第8条に定める所定の応募申込書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出してください。

ウ 審査

「熊野町ネーミングライツ事業実施要綱」第10条の定めにより設置する「熊野町ネーミングライツ審査委員会」において、提出された書類に基づき審査し、優先交渉者を決定します。

(審査の評価)

審査委員会の各委員は、提出された書類の内容について、下記「評価基準」により得点化し、各委員の合計得点の最高得点となる応募者を優先交渉者として選定します。

【評価基準】

審査項目	審査内容	配点
ネーミングライツ料等	他団体の提案額との比較、希望額との比較、金額の妥当性及び契約期間の妥当性 など	50点
趣旨や目的	ネーミングライツ事業の趣旨や町が求める目的との整合 など	10点
経営状況	応募者の経営状況の健全性、安定性 など	5点
愛称	施設にふさわしいか、町民に親しまれるものか、呼びやすく分かりやすいか など	10点
魅力向上の提案	提案があるか、実現可能性が高いものか、施設の魅力向上に資するものか など ※本項目は提案がなくても構いませんが、積極的な提案を期待するもの	5点
応募理由	応募理由が目的と合致し、かつ町民サービスの向上に寄与するものか など	10点
地域貢献等	地域や社会への貢献度、活動実績、今後の活動 など	10点
合計		100点

- (1) 最高得点となる応募者が2者以上ある場合、審査委員の投票により優先交渉者を選定します。
- (2) 応募者が1者の場合であっても審査は実施します。ただし、評価が一定水準に達しない場合は選定しません。
- (3) 評価点が70点未満の場合は、優先交渉者として選定しません。

エ 審査結果の通知

審査後、全ての応募者に各応募者自身の結果を電子メール及び書面により通知し、契約締結後、優先交渉者を町ホームページにおいて公表します。

オ その他

- (1) 応募申込書提出後の修正及び加除は一切認められませんので、本募集要項及び質問書に対する回答などを十分確認の上、提出してください。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、判明した時点で失格となります。

- (3) 提出された書類は、返却しません。
- (4) 提出された書類はこの審査に係る目的以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、熊野町情報公開条例に基づき、応募者の承諾を得ずに第三者に開示する場合があります。

## 9. 契約条件（主なもの）

- (1) 原則、優先交渉者と協議し、速やかに契約を締結します。
- (2) ネーミングライツ料の初年度の支払いは、契約締結後概ね 1 カ月以内に一括で納付してください。以降は毎年 4 月 30 日までに該当年度分を一括で納入していただきます。
- (3) 契約期間中は、熊野町民体育館の愛称として使用します。
- (4) ネーミングライツパートナーが熊野町ネーミングライツ事業実施要綱第 17 条に該当する行為を行った場合、熊野町は契約を解除できるものとします。
- (5) 施設の修繕や大規模改修、または災害等に伴い一時的に施設を閉鎖する場合でも、ネーミングライツ料の返還はしないものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない理由により前項に定める契約の解除があったときは、この限りではありません。

## 10. その他

### (1) 愛称の周知

決定した愛称については、速やかに町民や利用団体等に周知、PR を図るものとしますが、印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、正式名称を併記する場合があります。

なお、周知にあたっては、愛称についての知的財産権をネーミングライツパートナーが取得した場合においても、町はこれを無償で使用することができるものとします。

### (2) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は、原則として認められません。

### (3) 費用負担の考え方

熊野町とネーミングライツパートナーの費用負担は、熊野町ネーミングライツ事業実施要綱第 14 条のとおりです。なお、詳細については、双方協議の上、契約書等に定めるものとします。